

三商レポート

第五十六話 「預金記録の開示請求」

相続プラザ花小金井（株）三商 内藤 雄

親が亡くなり相続が開始した場合に、親の預金口座のお金とその動きが相続人間の争いとなることがあります。

「父が亡くなり、続いて母が亡くなりました。父母の預金管理は同居していた長女が行なっていました。ところが、父の死亡後に母の口座に不自然な多額の入出金がありました。長女に母の預金の残高と取引記録を見せて欲しいとたのみましたが、見せてもらえません。そのため遺産分割協議が進みません。そこで、金融機関に母の預金の取引記録を開示して欲しいとたのみました。しかし、相続人全員の同意がなければ開示できないと言われました。私は相続人の一人として開示を求める権利があると思うのですが…。」（新聞各紙の記事から脚色）
結局この Aさんは、信用金庫を相手に裁判を起こしました。

金融機関は、従来から原則として相続人全員の同意がなければ記録を開示しない態度をとってきました。その理由は、プライバシーの保護と守秘義務です。本音は、相続人間の争いに巻き込まれ責任を問われたくないことにあります。

第1審東京地裁は、Aさんの請求を退けました。しかし、第2審東京高裁は、逆にAさんの請求を認めました。そして、最高裁は、「相続人全員の同意がなくても、金融機関は取引記録の開示義務を負う」との初の判断を示しました（平成21年1月22日）。その理由は、次の通りです。

預金契約は、預金者に同種、同等の金銭を返済する義務を負う消費寄託の性質を有する。ほかに振込入金を受け入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理など委任事務の性質もある。委任契約において、委任者である預金者は委任事務などの処理状況を正確に把握し、事務処理の適切さを判断するために受任者である金融機関から適宜報告を受けることは不可欠である。従って、金融機関は、預金契約に基づき預金者の求めに応じて預金口座の取引状況を開示すべき義務がある。共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続するにとどまるとしても、預金契約上の地位に基づき単独で開示を求めることができる。開示したとしても、開示の相手方が相続人ならばプライバシーの侵害や守秘義務違反にはならない（要旨）。

この最高裁判決により、金融機関の対応が改まることを期待します。しかし、これまでも「相続人は、法定相続分については単独で払戻を請求できる」との判決が再三出されているにもかかわらず、金融機関は相続人全員の同意を求め払戻を拒んでいます。最近一部の金融機関の中に対応の変化が見られますが、

ゆうちょ銀行はいまだに拒否し「裁判してください。判決で払えといわれれば払戻します」との態度をとっています。こうした対応は、相続人に無用な負担を強いるもので極めて不当です。金融機関に対する相続人の怒りや悩みは切実です。今回の最高裁の判決が、「金融機関の都合」から「預金者である相続人の立場」を優先するきっかけになってほしいと願います。（2009年2月5日）

～第4回相続プラザ相続講演会のお知らせ～

日 時：平成21年4月22日（水）午後2時～午後4時30分

場 所：ルネこだいら レセプションホール

（西武新宿線 小平駅南口徒歩3分）

第1部「公証人が語る遺言の知識と実際」

講師：武蔵野公証役場 公証人 千葉 倬男 先生

第2部 座談会「公証人に聞く相続と遺言の話」

公証人 千葉 先生

行政書士 加藤 秀子 先生

相続プラザ 内藤 雄

参加費無料：定員60名様（電話・FAXでお申込下さい）

主 催：相続プラザ花小金井

相続プラザ花小金井 株式会社 三商

〒187-0003 小平市花小金井南町1-14-24

電話 042-467-2103 FAX 042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp URL <http://souzokusoudan.net>